平成２２年（フ）第２４２号
新潟県柏崎市長浜町３番17号
債務者　池田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７９４号
愛知県豊田市日南町１丁目35番地　愛知第２ビル507号、旧住所愛知県豊田市秋葉町８丁目21番地52
債務者　早川美代子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字入会山１番地287番地　グリーンホテル三ケ根、旧住所愛知県豊川市小桜町39番地の１
債務者　鈴木　裕之
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
岡山県倉敷市祐安1321番地
債務者　森本真裕美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
岡山県倉敷市西阿知町370番地１雇用促進住宅１―410号
債務者　林　喜久夫
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
岡山県笠岡市笠岡2264番地21　Ｋフラット101号
債務者　井上　　等
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
岡山県倉敷市中島159番地11
債務者　中野　　瞳
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
岡山県倉敷市玉島柏島6499番地　市営奥谷住宅94号
債務者　山田　末吉
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
岡山県倉敷市連島町西之浦294番地７
債務者　渕邊　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
岡山県倉敷市昭和２丁目１番37―301号リトルハイツ№５
債務者　増成　要子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
北海道伊達市西浜町57番地
債務者　菊地　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
北海道網走郡美幌町字美禽95番地の３
債務者　長尾　将希
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
岩手県北上市和賀町横川目36地割299番地72
債務者　佐々木克之
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１６８４号
埼玉県川口市前川１丁目３番２号
債務者　松澤　一雄
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８５号
埼玉県上尾市大字原市3720番地35
債務者　中村　健一（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８６号
埼玉県上尾市大字原市3720番地35
債務者　中村　香織（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９５号
さいたま市浦和区針ケ谷１丁目12番11号203
債務者　堀田　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係